

10月からインボイス制度が始まります



インボイス制度とは

正式名称を**適格請求書等保存方式**と言い、「消費税の『仕入税額控除』の新しい方式」のことを指します

インボイス制度は、2023年10月1日から開始されます。

消費税の納税額を決めるためには、「お客様から預かった消費税(売上)」から、「仕入れ等で支払った消費税」を差し引きしますが、これまでは仕入れ等で支払った消費税を差し引くために保存する請求書等には厳しい制約はありませんでした。

インボイス制度の開始後は、インボイス(適格請求書)と呼ばれる一定の事項が記載された請求書や納品書などの保存が義務付けられます。

インボイスを発行できるのは「**適格請求書発行事業者**」に限られ、**税務署で登録を受ける必要があります。**

また、免税事業者は登録を受けることができないので、「適格請求書発行事業者」になるには課税事業者となることを選択しなければならず、消費税の申告が必要となります。



申請は9月末まで可能ですが、お早めに!

入門は都振連の冊子で



基本項目チェックシート

登録を受けるかの判断

- 売上先がインボイスを必要とするか検討する
 - ・売上先が一般消費者、免税事業者または簡易課税制度を選択している課税事業者の場合はインボイス不要
- 登録を受けた場合・受けない場合について検討する
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、課税事業者として申告が必要となる
 - ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できないが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できる
- 登録を受ける場合は、登録申請手続きをする

インボイスを交付する

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認する
 - ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認する
 - ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問われない。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能
 - ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認する
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討する
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要
 - ・消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理はインボイスの合計で切り上げ、切り捨て、四捨五入などを行う。商品ごとの端数計算はできない
 - ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能
 - ・売上先が作成する「仕入明細書」や「支払通知書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできる
 - ・この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要
 - ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討する
- 登録を受けた旨(登録番号)、請求書や領収書などの書類を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じ売上先に伝えて認識を共有する
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討する
 - ・写しの保存は、コピーに限られない。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められる
 - ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算がある。経理処理の方法等工夫する
- 必要に応じて価格の見直しも検討する
 - ・それまで免税事業者であった者は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しを検討する

インボイスを受け取る

- 簡易課税制度を適用しているかを確認する
 - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要(この場合、以下の項目は検討不要)
- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討する
 - ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となる
 - ・3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もある
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談する
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しておく
 - ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておく
 - ・必要に応じて価格の見直し等を相談する
- 受け取った請求書等が適格請求書かそれ以外かで、保管方法を区別する
 - ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要
 - ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには区分記載請求書の保存が必要。金額集計などを間違いなく行う体制が必要
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討する
 - ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算がある
 - ・仕入税額控除を受けるためには、取引相手の氏名、取引年月日、取引内容(軽減税率対象取引については軽減税率)、取引に係る税込価格を帳簿に記載する必要がある



詳しくは国税庁の特設サイトへ

